

は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することとはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

- (7) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。
- (イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- (ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。
- (エ) 30分延長とは、上記(7)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共的施

③ (略)

設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 交付要綱の3の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると

認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ (略)

2 (略)

(1) (略)

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(1) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでない限りならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(1) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、

寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

- (ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- (オ) 保育士を2人以上置くこと。  
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- (カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

(2) (略)

イ 受入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

① 趣 旨

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐるみの子育て意識を醸成する。

② 事業内容等

次のア～ウについて、要件を満たし全て実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 連携の場の設置・協働

次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団体等との連携・協働の場を設置する。

【要件】

次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。  
・市町村

削除

- ・企業（経済団体含む）
- ・子育て支援団体（NPO法人など）
- ・子育て当事者（サークル団体など）
- ・その他関係機関（都道府県労働局など、市町村が必要と判断する機関）

イ 地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実施

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の両立支援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具体的な取組を企画・検討し実施する。

【要件】

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<取組の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント（例えば、事業主行動計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等）の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援（両立支援）にインセンティブを与えるための行政のバックアップのあり方（企業のイメージアップに資するため、行政が企業の取組をPRする等）など

ウ 情報収集・発信等

仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例や自治体の取組等を収集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等において情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。（子育て支援団体等を積極的に活用）

（ア）情報収集体制の整備・収集

【要件】

都道府県（労働局が事務局）に設置される「仕事と生活の調和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に取り組む企業の好事例の収集体制を整えること。

（イ）収集した情報の内容

【要件】

都道府県との連携や、子育て支援団体等による取材、協議会

の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知られていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報（インフォーマルな情報）なども含むこと。

<情報の例>

○両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業（地域）の紹介

○インフォーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO 法人の取組内容
- ・子育てサークル等自主グループの内容
- ・相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会 など

○その他地域における必要な情報

(ウ) 情報発信・PR

a シンポジウム等の開催による情報発信等

【要件】

子育て支援団体や経済団体（商工会議所等）等と連携し、シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

b 印刷物の配布等による情報発信等

【要件】

情報発信等にあたっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷物の配布や、子育て情報に関するHPの活用など。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣 旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①趣 旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

②事業内容

ア 基本事業

調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

(7)職員の配置

調整機関に、専任職員(非常勤職員等を含む)を原則として配置

図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

③ 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) (略)

① (略)

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む)を配置すること。



すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

(イ) 取組内容

(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- ・児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。

b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。

なお、配置する職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a (略)

- ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

・ (略)

b (略)

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。

b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組

②のアの(イ)の a、b の研修を受講した人数に応じてポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、付加的事業の(7)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

(7)地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

削除

②のイの(7)の a~c のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(イ)地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

②のイの(イ)をいずれも実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(ウ)地域住民への周知を図る取組

②のイの(ウ)の a、b のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合等、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

① 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供  
子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組

② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) (略)

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム(※)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

※平成20年度は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」に基づき実施

① (略)

<p>促進地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）の設置・運営</p> <p>地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）を設置し、定期的な連絡検討会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組</p> <p>④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応</p> <p>児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組</p> <p>⑤ 食育の推進</p> <p>子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組</p> <p>⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進</p> <p>乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組</p> <p>⑦ 思春期保健対策等の推進</p> <p>住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生き育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組</p>	<p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦（略）</p>
<p>4 交付要綱の3の（2）の新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査については、市町村が下記の取組を実施する場合に、交付要綱の5の（2）に基づき交付額を算定する。</p>	<p>削除</p>

(1) 目的

本調査は、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく3か年の集中重点期間における保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行う。

(2) 内容

世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービスの利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等について、あらかじめ抽出した世帯について調査を行う。

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1		基準点数
○生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	(1) ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児・家事の援助 ○育児支援に関する技術的援助	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left( \frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村		生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left( \frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.03ポイント
○育児支援家庭訪問事業		
① 育児・家事の援助	0.03ポイント	1訪問あたり
② 育児支援に関する技術的援助	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリーサポートセンター事業		
① 会員数		1市町村あたり
・100人相当～299人	10.0ポイント	
・300人～599人	14.0ポイント	
・600人～999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
② 支部の設置箇所数		1支部あたり
・10か所以上	50.0ポイント	
・10か所未満	5.0ポイント	
③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
○子育て短期支援事業		
① ショートステイ事業の実施		100人日あたり
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.80ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		1か所あたり
・基本分	0.45ポイント	
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	
○延長保育促進事業		
① 延長時間		1事業あたり
・30分	1.5ポイント	
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価1		基準点数
○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村	(1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left( \frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村		乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left( \frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\text{全家庭数}} \times 20\% \right)$ 0.03ポイント
○養育支援訪問事業		
① 育児・家事援助	0.03ポイント	1訪問あたり
② 専門的相談支援	0.04ポイント	
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	0.05ポイント	
○ファミリーサポートセンター事業		
① 基本事業(会員数)		1市町村あたり
・100人相当～299人	10.0ポイント	
・300人～599人	14.0ポイント	
・600人～999人	20.0ポイント	
・1,000人～1,499人	40.0ポイント	
・1,500人～1,999人	60.0ポイント	
・2,000人～2,999人	80.0ポイント	
・3,000人以上	100.0ポイント	
支部の設置箇所数		1支部あたり
・10か所以上	50.0ポイント	
・10か所未満	5.0ポイント	
複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント	(加算)
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数)		1市町村あたり
・～59件	9.0ポイント	
・60件～119件	12.0ポイント	
・120件～199件	19.0ポイント	
・200件～299件	28.0ポイント	
・300件～399件	38.0ポイント	
・400件～599件	52.0ポイント	
・600件以上	72.0ポイント	
・近隣市町村会員受入	5.0ポイント	
・初年度体制整備	20.0ポイント	

平成20年度

【その他の事業】

	基準点数	
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1事業あたり
○地域における仕事と生活の調和推進事業	5ポイント	1市町村あたり
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ 当該児童人口1,000人 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口10,000人1,500人 ポイント	

平成21年度

○子育て短期支援事業

① ショートステイ事業の実施		
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント	100人日あたり
・2歳以上児	2.35ポイント	
・緊急一時保護	0.60ポイント	
② トワイライトステイ事業の実施		
・基本分	0.45ポイント	1か所あたり
・宿泊分	0.45ポイント	
・休日デイサービス	1.00ポイント	
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	

○延長保育促進事業

① 延長時間		
・30分	1.5ポイント	1事業あたり
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【その他の事業】

	基準点数	
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり
	※両方実施の場合は6ポイント	
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	
評価3		
●その他、創意工夫のある取組について		
児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ 当該児童人口1,000人 ポイント	
児童人口1万人以上	10P+ 当該児童人口10,000人1,500人 ポイント	